

平成27年小田原市議会9月定例会

建設経済常任委員会資料

資 料 名	所 管 課	頁
平成27年度「訴えの提起」対象一覧	建 築 課	1
国府津駅広場営業用タクシー発着施設の占用申請等に係る主な経過	土 木 管 理 課	2
異議申立書 (ケイエム大箱根自動車株式会社)		3
異議申立書 (日本交通横浜株式会社小田原営業所)		29
異議申立書 (箱根観光自動車株式会社)		39

平成27年 9 月 9 日

平成27年度「訴えの提起」対象一覧

(滞納金額及び月数は平成27年8月17日時点)

No.	住 宅	滞 納 金 額 (現 行 家 賃)	滞 納 月 数
1	かすみのせ住宅5号棟99号室	693,000円 (51,800円)	17か月
2	かすみのせ住宅5号棟95号室	478,500円 (19,000円)	25か月
3	春木住宅11号棟52号室	451,800円 (8,600円)	26か月

(参考) 平成26年度「訴えの提起」結果一覧

No.	住 宅	結 果	備 考
1	春木住宅9号棟40号室	住宅明渡し及び連帯保証人からの分納実施により取止め	
2	浅原住宅3号棟343号室	連帯保証人からの分納実施により取止め	
3	螢田住宅5号棟151号室	分納実施により取止め	

国府津駅広場営業用タクシー発着施設の占用申請等に係る主な経過

	主 な 経 過
S29. 10	・小田原報徳自動車（株）が国府津駅広場への乗り入れ許可を取得
S49. 7	・太陽自動車（株）が国府津駅広場への乗り入れ許可を取得
H20. 6	・国府津駅前広場整備完了
H20. 7	・小田原報徳自動車（株）に占用許可（以後、毎年度更新）
H20. 8	・太陽自動車（株）に占用許可（以後、毎年度更新）
H20. 11	・ケイエム大箱根自動車（株）が国府津駅広場への乗り入れ許可を取得
H22. 3	・日本交通小田原（株）、箱根観光自動車（株）が国府津駅広場への乗り入れ許可を取得
H23. 3	・ケイエム大箱根自動車（株）ほか2社に占用不許可の通知
H23. 5	・ケイエム大箱根自動車（株）ほか2社より異議申立書提出
H23. 9	・異議申立てを棄却する旨の決定について、市議会9月定例会に諮問
H24. 3	・ケイエム大箱根自動車（株）ほか2社に占用不許可の通知
H24. 12	・タクシー発着施設の占用に係る許可基準（案）について、建設経済常任委員会に説明（許可基準については制定を見送る旨、H25. 2開催の建設経済常任委員会で報告した。）
H25. 1	・タクシー事業者間の話し合いの実施（以後、H25. 11月まで毎月1回開催。）
H25. 3	・ケイエム大箱根自動車（株）ほか2社に占用不許可の通知
H25. 5	・ケイエム大箱根自動車（株）ほか2社より異議申立書提出
H25. 9	・異議申立てを棄却する旨の決定について、市議会9月定例会に諮問
H25. 12	・ケイエム大箱根自動車（株）ほか2社が、駅西側駐輪場用地の一部を借りることで調整
H26. 2	・市議会3月定例会中の建設経済常任委員会に、駅西側駐輪場用地の一部をケイエム大箱根自動車（株）ほか2社が借りる方向で、地元説明を進めていく旨の説明を行う。
H26. 5	・地元自治会長等に説明したが、歩行者等の安全が確保されないなどの理由により同意が得られなかった。 ・ケイエム大箱根自動車（株）ほか2社に、地元説明の状況について説明
H26. 8	・タクシー事業者5社の話し合い実施。ケイエム大箱根自動車（株）ほか2社からは、駐輪場利用者が少なくなる時間帯のみ利用する方法で再調整を要望された。
H26. 9	・地元自治会長等に再度説明を行うが、同意は得られなかった。
H26. 10	・ケイエム大箱根自動車（株）ほか2社に、地元説明の結果について説明
H26. 11	・タクシー事業者5社に経過説明を行い、西側駐輪場用地の利用が出来ないことについて了承を得る。
H27. 2	・ケイエム大箱根自動車（株）ほか2社と意見交換 ・建設経済常任委員会で経過を報告
H27. 3	・ケイエム大箱根自動車（株）ほか2社に占用不許可の通知
H27. 5	・ケイエム大箱根自動車（株）ほか2社より異議申立書提出



平成27年5月21日

異議申立書

処分庁 小田原市長 加藤 憲一 殿

住 所 神奈川県小田原市寿町4丁目13番5号

申立人 ケイエム大箱根自動車株式会社

住 所 神奈川県小田原市栄町1丁目5番1号

上記代表者代表取締役 関根 嗣史

第1 異議申立てに係る処分

- 1 処分庁が平成27年3月24日付土第850号で申立人に対してした、駅前広場占有許可申請に対する不許可決定（以下「本件決定1」という。）
- 2 処分庁が年月日不詳で小田原報徳自動車株式会社に対してした、国府津駅広場営業用タクシー発着施設占有許可申請に対する許可決定（占有許可期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日）（以下「本件決定2」という。）
- 3 処分庁が年月日不詳で太陽自動車株式会社に対してした、国府津駅広場営業用タクシー発着施設占有許可申請に対する許可決定（占有許可期間：平成27年4月1日から平成28年3月31日）（以下「本件決定3」という。）

第2 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成27年3月25日

第3 異議申立の趣旨

- 1 本件決定1ないし3をいずれも取り消す。

2 処分庁は、申立人に対し、国府津駅広場営業用タクシー発着施設のうち1台分について、平成27年4月1日ないし平成28年3月31日までの占用を許可する。との決定を求める。

第4 理由

1 国府津駅広場営業用タクシー発着施設（以下「本件施設」という。）の概要

本件施設は、国府津駅ロータリー東側にタクシー待機場所として設置されたものであり、3台のタクシーを収容することができる。

JR国府津駅は、南側にロータリーがあり当該部分は同駅の構内とされ、ロータリーには、本件施設の他に、3台分のタクシー駐車用のスペースが区画されている。同駅構内において運送営業を行うためには、同駅構内を管理する東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）から利用の承認を受ける必要がある（資料1）、同社から駅構内における営業について承認を受け、かつ同社から交付された車両標識を貼付した車両のみが前記ロータリー内のタクシー待機場所を使用して運送営業をすることができるものとされている（資料2）。JR東日本から構内営業権を取得したタクシー会社は、小田原報徳自動車株式会社及び太陽自動車株式会社、申立人の外にもあり、これら各社が国府津駅においてタクシー利用客を乗せて運送する事業を営むことが可能となっている。

2 法令等の定め

(1) 地方自治法

本件施設は地方自治法244条にいう「公の施設」にあたるどころ、その設置及び管理に関する事項は条例でこれを定めなければならないとされ（法244条の2第1項）、また、設置者たる地方公共団体は、正当な理由がない限り住民による利用を拒んではならず、かつ、不当な差別的取り扱いをしてはならないとされている（法244条2項、3項）。

(2) 小田原市駅前広場条例（以下「本件条例」という。）

本件条例は、公の施設たる小田原市駅前広場について、占有又は掘削をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないものとされ(4条)、許可期間については第6条第1号以外のものとして1年間とされている(6条2号)。

また、本件条例12条は、「占有者は、相続又は合併による場合のほか、占有等に関する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。」としている。

(3) 小田原市駅前広場条例施行規則(本件規則)

本件施設の占有許可を得ようとする者は、規則所定の駅前広場占有、掘削許可申請書を処分庁に提出するものとされ(2条1項)、処分庁は、その内容を審査のうえ、適当と認めるものについて駅前広場占有、掘削許可書を申請者に交付するものとされている(4条)。

また、本件施設の占有期間が満了し引き続いて占有する者は、当該期間満了の日の1月前までに駅前広場占有、掘削許可申請書を提出する必要があるとされ(2条1項)、また使用継続にあたっては前記申請書に添付すべき書類の一部を省略することができるものとされている(2条2項)。

3 事実経過

申立人は、平成27年2月24日付、小田原市長(以下「処分庁」という。)に対し、本件施設について本件規則に基づく申請をした(以下「本件申請」という。)

処分庁は、平成27年3月24日付で、本件申請について「国府津駅前広場営業用タクシー発着施設の占有については、平成26年度に許可を与えたタクシー事業者2社から小田原市駅前広場条例施行規則第2条第1項後段の規定に基づき当該駅前広場における発着施設の設置台数である3台分の継続申請があり、既存の権利の承認としてこれを許可した」ことを理由として不許可とする旨の決定をし、これを申立人に通知した(本件処分1)。なお、上記タクシー事業者2社は、小田原報徳自動車株式会社及び太陽自動車株式会社である(以下両社をあわせて「申立外2社」という)。

また、申立外2社は、小田原報徳自動車株式会社について、本件施設のうち2台分について、太陽自動車株式会社は同1台分について、それぞれ平成27年4月1日から平成28年3月31日までを許可期間として小田原市長から占有許可を受けている（本件処分2及び本件処分3）。

なお、申立人は本件処分の通知を受けた時点で、本件第二処分があることを知った。

申立人は、平成25年4月1日から1年間の本件施設の占有を求めて許可申請をしたが、処分庁はこれを不許可とし、当該不許可処分に対する異議申立てに対し、処分庁は、平成25年10月4日付で「継続申請すなわち更新は、新たな権利の設定ではなく、既存の権利の承認としての性格を有するものである」ことから、「占有許可を受けてきた既存事業者による占有を継続させることができない特別な理由がない限り、その許可を取り消してまで、第三者に新たに占有許可を与える必要はない」として、これを棄却する旨の決定をした。

申立人は、翌平成26年度については、本件施設の占有許可申請をしていないが、これは、平成25年8月ころ、小田原市が本件施設とは別に新たな営業用タクシー発着施設を国府津駅ロータリーに設置することを計画していることから、同所を使用することとするよう申立人らを説得し、同年9月にいったんは市においてその場所を確保しておきながら、平成26年11月27日に至って、初めて当該予定地が自治体によって指定された一時避難場所となっていることを告げて、前記計画を中断したという経緯があることによる。

4 本件決定の違法性

(1) 結論

本件決定は、処分庁に認められた裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したものであって違法といわざるを得ない。

すなわち、以下に詳述するとおり、処分庁の採用した判断の枠組み自体が本件条例に違反している。

また、本件施設を占有しているのは申立外2社のみであって、3台を収容することができる本件施設を両社に独占的に占有をさせる必要がないばかりか、これにより、以下に述べるとおり住民の利便性を阻害する結果となっている外、申立外2社によるJR東日本と締結した契約に違反する状態を生じさせている。また、申立外2社のうち、発着施設2台分の占有許可を得ているのは小田原報徳自動車株式会社のみであるにも関わらず、太陽自動車株式会社が本件施設中2台分のスペースを利用するなど、許可を得た範囲を超えた占有をしている。このように、処分庁は、本件処分2及び本件処分3によって生じている弊害を何ら考慮することなくこれらの決定をしているのであって、本件処分1ないし3には、処分庁に認められた裁量権を逸脱した違法があることは明らかである。

(2) 処分庁による判断枠組みそのものの違法

ア 上記のとおり、処分庁は本件施設について平成26年度に許可を与えた申立外2社について、平成27年度についても既存の権利の承認として、継続して本件施設の占有許可をしたことを理由としている。

確かに、本件規則は本件施設の継続使用の場合について、継続使用に係る占有申請書の提出期限を定め、また、申請に係る添付書類の一部を省略できる旨の規定がある（本件規則2条）。

しかしながら、本件規則の上位規範である本件条例は、6条において、占有許可に係る期間を原則として1年と明確に規定しているのであって（同条1項2号）これを延長ないし更新する旨の規定は存在しない。そうすると、同一の占有者による占有許可期間終了後の占有許可は、既存の権利の承認などではなく、占有許可期間ごとに新たな占有権限を取得させるものである。

したがって、従前の占有者による占有許可期間終了後の新たな占有許可申請について、これを受理した処分庁は、何らの審査を経ることなく当然にその占有を許可するものではなく、本件規則4条により、「その内容を審査のうえ、適当と認めるもの」に限ってこれを許可することになるものというべきである。

この点において処分庁の判断には根本的な誤りがある。

イ もっともこの点、確かに駅前広場を、占有許可期間を超えて占有することを希望する者に対し、新たに占有許可を求める者との同一の基準でその占有許可申請を審査することとなれば、従前占有者の地位を一定程度不安定にすることにはなる。

しかしながら、従前から使用を承認されてきた申立外2社が、他の同業者を排除して独占的に本件施設の使用を継続することが可能となる合理的理由は何ら存しない。また、処分庁が従前から本件施設を占有してきたタクシー会社のみ本件施設の独占的使用を認めることは、本件施設の利用について明らかに不合理な差別をするものというべきである。

ウ したがって、仮に本件施設の従前占有者に、当該占有許可期間経過後に新たな申請に対する許可決定について、一定の配慮をすることとしても、本件規則4条にいう「相当と認めるもの」であるか否かを判断するにあたっての考慮要素となるにすぎず、当該申請を当然に許可することは、処分庁に与えられた裁量権を逸脱し、その濫用にあたるものというべきである。

(3) 住民の利便性低下

上記のとおり、本件施設が申立外2社によって独占的に利用されることにより、他のタクシー会社が国府津駅前においてタクシーの待機場所を確保することができず、申立外2社以外のタクシー会社が同駅における乗客のために国府津駅前にタクシーを待機させておくことができない事態になっている。

そのため、駅利用者にとって必要なタクシーの台数を確保することができず、タクシーを利用しようとする者が、その利用をあきらめる事態が生じている。

本件決定後に申立人が国府津駅前のタクシー待機状況を調査したところ、平成27年4月7日の1時間ほどの間にも、本件施設を含め、待機タクシーが1台もいなかったことから、2組の利用客がタクシーの利用をあきらめて他の交通手段を利用するに至っている。また、本件施設内にタクシーが一台も待機していない

時間帯も相当長時間にわたって認められた。

上記調査と同時刻において、国府津駅以外の近隣の駅でタクシーを利用しようとする者が、待機タクシーの不在を理由としてその利用をあきらめるような事態は発生しておらず、国府津駅における申立外2社の処理能力は、その需要を超えていることは明らかである（資料3及び資料4）。

本来、本件施設はタクシー事業者の利益を図ることを目的としたものではなく、国府津駅前においてタクシーを利用しようとする者が、長時間のタクシー待ちをすることがないようにして住民のタクシー利用の利便性向上を図る公共的目的を有するものである。

しなしながら、住民の利便性の向上を目的としたはずの本件施設が、その占用許可を受けた者により適切に利用されていない、あるいは処分庁がその独占的使用を認めたために、かえって本件施設の本来の設置目的を阻害する利用状況となっているのであって、このような状態の発生を無視した本件処分1ないし3は、処分庁が考慮すべき重要な事項を考慮することなくしてなされた違法な処分といわざるを得ない。

(4) 申立外2社によるJR東日本との間の契約違反行為

上記のとおり、JR国府津駅構内において運送営業を営むことができる車両は、当該車両の所属する会社等において営業承認を受け、かつ、運送営業に用いる車両を特定する必要がある、当該車両を特定するために、JR東日本から送付されるステッカーを車両に貼付することになっている（当該車両を以下「承認車両」という）。しかしながら、申立外2社は、国府津駅構内のタクシー利用客が多く、承認車両のみでは対応できない場合に、同社に所属する承認車両以外の車両を国府津駅構内に進入させることによって対応することを余儀なくされている。このような契約違反がJR東日本に判明すれば、申立外2社は、JR東日本から営業承認の取り消しを受ける恐れがあり、その場合同社による本件施設の利用は意味をなさなくなる。

このように、国府津駅におけるタクシー需要は、申立外2社の処理能力を超えており、かかる事態は、同社に本件施設を独占的に占有させることによって発生していることは明らかであり、かかる事情を考慮することなくなされた本件処分1ないし3は処分庁の裁量権を逸脱し、その濫用があるというべきである。

(5) 申立外2社による条例違反の使用態様

さらに、条例12条は、占有許可を受けた者が、占有等に関する権利を他人に転貸してはならない旨規定するところ、小田原報徳自動車株式会社と太陽自動車株式会社は、本件施設について許可を受けた台数を超えて本件施設を占有している。処分庁はこの点について、本件施設は長時間タクシーを駐車させておく施設ではないことから、上記「転貸」にはあたらないとしているが、処分庁の見解を前提とすれば、許可を受けていない申立人らですら、申立外2社が本件施設の全部を占有していない限り、本件施設を利用できることになりかねず、上記処分庁の見解が不当であることは明白である。

(6) 小括

上記のとおり、申立外2社は、本件施設を適切に利用できていないばかりか、処分庁において本件施設を、利用客を処理する能力を有しない申立外2社に独占的に使用をさせていることにより、かえってタクシー利用者の利便性を阻害し、また、同社による契約違反行為を助長する結果を生じさせている。このような状況を放置しておくことが、本件規則4条にいう「適当なもの」といえないことは明らかであって、処分庁の判断に合理的な理由は何ら認められず、処分庁はその裁量権を濫用して、不当に申立外2社を優遇し、他の申請者を合理的な理由なく差別していることは明らかである。

(7) 申立人が占有許可を受けることの妥当性

ア 国府津駅におけるタクシー需要への対応能力の向上

申立人は、JR東日本から国府津駅における構内営業権の承認を受け、複数の承認車両（5両）を保有しているところ、本件施設の一角を利用することに

よって同駅における利用者の状況を常時確認し、申立人保有車両を適切に配車することにより、国府津駅におけるタクシー利用者の需要に対応する能力を向上させることができるのは明らかである。

なお、申立人は平成27年4月1日以降の本件施設の占有について同時に不許可決定を受けた他の2社と共同して、連携の上本件施設ないしその一部を占有する意思があり、これによって、本件施設を利用することができるタクシー事業者数を増やし、国府津駅におけるタクシー利用客の需要によりの確に定める予定があることを付言しておく。

イ 災害時における適切な対応

(ア) 現在、タクシーの無線方式は、IP無線方式、デジタル無線方式等複数の規格が存在する。申立人はこのうちデジタル無線方式を採用し、申立外2社は、いずれもIP無線方式を採用している。両者の大きな相違は、各保有車両から会社の有する無線基地局への連絡の可否にあり、デジタル無線方式はタクシーから無線基地局へ直接音声連絡をすることが可能であるが、IP無線方式は、車両から基地局への音声通信をコストとの関係で遮断しており、これができない仕様となっている。

現在、国では災害時情報共有システム（Lアラート）の普及促進が進められている（資料5）。24時間走行し、無線通信が可能なタクシーは、災害情報の収集に有効とされており、そのためにはタクシーから基地局への音声情報の発信が不可欠であるところ、本件施設に申立人の保有車両を待機させておくことにより、国府津駅周辺の災害情報を迅速に収集することが可能となるのに対し、申立外2社の車両はこのような災害情報収集手段となり得ない。本件施設のある国府津駅周辺は、同駅周辺の自治会が一時避難場所に指定していることから、災害状況や住民の避難状況を迅速に伝達するために、申立人に本件施設の使用を許可し、申立人保有車両を本件施設に常駐しておくことが災害発生時において有益であるものと考えられる。

(イ) さらに申立人は、携帯トイレ、三角巾その他災害時の非常装備品を保有する各タクシーに備置しており（資料6）、申立人保有車両が本件施設に常駐することで、一時避難場所として利用される国府津駅ロータリー周辺の避難者に対し応急処置等を実施することができるのであって、災害発生時において有益な活動をなしうるものと考えられる。

5 本件処分2及び3に対する異議申立適格

本件処分2及び3は、申立人を名宛人とするものではない。しかしながら、本件施設の車両収容台数は3台であり、これらを申立外2社が独占的に占有していることから、本件処分1を取り消し、申立人が本件施設の占有許可（1台分）を受けるためには、本件施設について申立外2社が受けた占有許可のうち、1台分についての許可の取消しをすることが不可欠であることから、申立人は本件処分2及び3について、異議申立適格を有する。

6 まとめ

以上のとおり、本件処分は、単に本件施設を従前占有してきたこと（上記のとおり、それ自体はなんら保護に値する法的利益ではない。）を理由として、申立外2社による本件施設の独占的占有を認めた結果、申立人が占有可能な場所がなくなったとして申立人の占有を認めなかったとしたにすぎず、その判断手法そのものに誤りがあるだけでなく、申立人に本件施設の占有を認めなかったことによって本件施設の目的であるタクシー利用者の利便性向上がかえって果たせていない実体を見無視し、申立外2社によるJR東日本との間の契約に違反する行為を助長し、申立人に本件施設の使用を許可した場合の住民の便益の向上を何ら考慮することなくなされたものであって、処分庁の判断はその裁量権を逸脱したことは明らかであり、違法といわざるを得ない。

よって、本件異議申立てにより、申立て趣旨記載の決定を求める。

第5 処分庁の教示の有無及びその内容

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に小田原市長に対して異議申立てをすることができる。

第6 添付資料

- 1 資料1 構内営業承認約款
- 2 資料2 車両標識再交付願
- 3 資料3 同時間帯における国府津駅及び近隣の駅の写真(平成27年4月7日)
- 4 資料4 同時間帯における国府津駅及び近隣の駅の写真(平成27年4月20日)
- 5 資料5 新聞記事(東京交通新聞平成27年5月4日発行分の抜粋)
- 6 資料6 非常時用装備品の写真

以上

構内営業承認約款（運送営業）

東日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」という。）の駅構内における構内運送営業（以下「構内営業」という。）の取扱いについては、本約款の定めによるものとし、営業承認を受けた営業者（以下「営業者」という。）は、これを遵守するものとする。

（営業者の遵守義務）

第1条 営業者は、構内営業を行うにあたっては、当社の事業発展への寄与とともに、お客様へのサービスの向上と駅構内の秩序維持に努めるものとする。

（営業の委任、譲渡、賃貸又は営業施設の賃貸等の禁止）

第2条 営業者は、その構内営業の営業を第三者に委任し、譲渡し、賃貸し、又は営業施設を譲渡若しくは賃貸してはならない。ただし、当社が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の場合、営業者は、営業の受任者、譲受者、若しくは賃借者、又は営業施設の譲受者若しくは賃借者が当社の検査、点検、調査及び指示を直接受けることを承諾する旨の契約書を申請の際に添付しなければならない。

（営業料金等の納入）

第3条 営業者は、当社の定める営業料金等を、指定した期日までに、指定した方法により、指定した場所に納入しなければならない。

2 営業者は、前項の期日までに営業料金等を納入しないときは、その支払済みに至るまで、営業料金等に対する年11%（後納の場合は14.5%）の割合による遅延損害金を別に支払うものとする。ただし、当社の責に帰すべき事由によるとき、又は当社において事情やむを得ないと認めたときは、この限りではない。

3 営業者は、2以上の旅客鉄道会社から承認を受けている構内営業に係る営業料金については、別途の定めに従うものとする。

（管理責任及び損害賠償）

第4条 営業者は、営業承認に基づき当社の施設及び設備等を使用するにあたっては、営業者の責任において管理するものとし、当該施設及び設備等を滅失又はき損した場合には、当社に直ちに報告のうえ、当社の指示に従い補修するものとする。

2 営業者がみずからの責に帰すべき事由によって、当社又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

（業務上の必要による営業承認の取消し等）

第5条 当社は、業務上必要があると認めたときは、営業者に対し、営業承認の取消し、承認事項の変更又は営業停止を行うことができる。

2 営業者は、前項の措置に伴い営業施設の移転、変更、撤去等の指示を受けたときは、直ちにこれに応じなければならない。この場合、これに要する費用は営業者の負担とする。

3 当社は、前各項の措置により営業者が損害を被っても、何ら補償はしないものとし、営業者はかかる請求をしないものとする。

（営業承認の取消し及び営業停止等）

第6条 当社は、営業者（法人の場合は、当該法人及びその役員）が次の各号の一に該当するに至ったときは、構内営業の承認を取消すことができるものとする。

(1) 差押え、仮差押え、仮処分、競売その他公権力の処分を受け、若しくは破産、会社整理、民事再生法による再生、会社更生法による更生の申立てのあったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき。

(2) みずから振り出し又は引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき。

(3) 後見、保佐又は補助開始の審判を受けたとき

(4) 懲役又は禁固の刑に処せられたとき

(5) 主務官公庁からその営業に関する免許、認可等の取消し処分を受けたとき

(6) 当社の承認を得ずに当該構内営業を他人に委任し、譲渡し、又はその営業施設等を譲渡若しくは賃貸したとき

(7) 法人である営業者が当社の承認を得ずに、株式の譲渡、資本構成又は法人組織の重大な変更等を行い、法人の実体に変更を生じたとき

(8) 構内営業に関する報告に不正があったとき

(9) その他、営業者の背信行為、信用の失墜行為、財務状況の悪化等の理由により営業承認を継続しが

たい重大な事由が生じたとき

- 2 法人である営業者が解散したとき、他の法人に合併されたとき若しくは会社が分割されたとき又は営業者が死亡したときは、構内営業の承認は、当該解散、合併若しくは会社分割の日又は死亡日をもって当然に終了するものとする。
- 3 当社は、営業者が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該構内営業について承認の取消し、営業の停止等の一又は複数の措置を行うことができる。
 - (1) 営業者が承認事項及び本約款を遵守しないとき
 - (2) 第12条第1項に違反して営業したとき
 - (3) その他当社に対し不都合な行為があったとき
- 4 当社は、前項により、営業の停止の措置が行われた場合、営業料金相当額を収受することができる。
- 5 前項の営業料金相当額の算出方法は、その直前の月の末日から過去1箇年間の1日平均の営業料金に当該日数を乗じて得た額とする。なお、営業期間が1箇年間に満たない場合は、営業開始日からその前日までの間の1日平均の営業料金により算出することとする。
- 6 営業者（法人である場合には役職員、自己の代理人もしくは媒介をする者、自己の主要な出資者又は経営に実質的に関与する者を含む。）は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないことを当社に確約するものとする。なお、営業者が反社会的勢力に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一に該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、構内営業承認を取消することができるものとする。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 7 当社は、営業者が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一に該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、構内営業承認を取消することができるものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の名誉・信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 8 (1) 営業者は、営業者の再委託先業者又は代理人もしくは媒介をする者（再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ）が第6項に該当しないことを表明・保証し、将来も同項もしくは第7項各号に該当しないことを確約する。
 - (2) 営業者は、その再委託先業者又は代理人もしくは媒介をする者が前号に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を採らなければならない。
 - (3) 営業者が、前各号の定めに反した場合には、当社は、構内営業承認を取消することができる。
- 9 (1) 営業者は、その再委託先業者又は代理人もしくは媒介をする者が、反社会的勢力から第7項各号の行為を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、行為があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、捜査機関への通報及び報告に必要な協力を行うものとする。
 - (2) 営業者が前号の定めに違反した場合、当社は何らの催告を要せずに、本契約を解除することができる。
- 11 営業者が本条各項の定めにより構内営業承認を取消した場合には、営業者に損害が生じても当社は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、またかかる取消しにより当社に損害が生じたときは、営業者はその損害を賠償するものとする。
(構内営業の休廃止及び承認事項の変更等)

第7条 営業者は、承認期間中にその構内営業を廃止し、若しくは休止し又は営業内容の変更、模様替え等の承認事項の変更を行うときは、あらかじめ当社の承認を受けなければならない。ただし、一時限り営業

を休止する場合はこの限りでない。なお、一時限り営業を休止する場合は、営業者のやむをえない事由等により、7日以内の範囲で営業を休止する場合をいう。

- 2 前項ただし書の場合には、その期間及び事由等を、あらかじめ書面により、駅長、運輸区長又は車掌区長あてに申請し、その承認を得るものとする。

(原状回復等)

第8条 営業者は、構内営業の承認を取消され、構内営業の廃止の承認を受け、又は承認期間が満了した場合は、速やかに施設物を撤去し、当社の資産を原状に復して返還するものとする。この場合、営業者が何らの権原もなく占有状態を継続する場合は、原状に復して返還するまでの間、第6条第5項の方法により算出した営業料金相当額の2倍に相当する損害金とこれに対する年14.5%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(構内営業の相続)

第9条 営業者が死亡した場合には、第6条第2項により本承認は当然に終了し、相続人が引き続き構内営業を行おうとするときは、新たに当社の承認を受けなければならない。

(法人たる営業者の事前協議義務)

第10条 法人である営業者が次の各号の一に該当する場合は、営業者は、事前に当社と協議しなければならない。

- (1) 定款、寄付行為又は規約を変更するとき
- (2) 代表者を変更するとき
- (3) 資本金の増減があるとき
- (4) 株式の譲渡を行うとき又は資本構成に変更が生じるとき
- (5) 会社分割、合併その他組織変更が生じるとき

(検査、点検、調査及び指導)

第11条 当社は、構内営業の適正を期するため、検査、点検、調査及び指導（以下これらを「検査等」という。）を行うことができる。この場合、営業者は異議なくこれに応じなければならない。

2 前項の検査等のため必要があるときは、営業施設（当社の施設及び設備等を使用しない施設を含む。）内に立ち入って調査し、又は営業者に対して関係帳簿及び書類の提出を求めることができる。

3 当社は、検査等の結果が不良と認められた場合には、是正等必要な措置を講ずることができる。

(報告義務)

第12条 営業者は、主務官公庁からその営業に関する免許、認可等の取消しの処分及び営業停止等の処分を受けたときは、速やかに書面により当社に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、構内営業の適正を期するため必要があると認めるときは、営業者に対し、その営業に係る事項について報告を求めることができる。

(従業員の教育訓練等)

第13条 営業者は、常日ごろ従業員に対する教育訓練を行い、お客様へのサービス上、遺漏のないよう努めなければならない。

2 営業者は、その営業行為によって第三者に迷惑又は損害を及ぼした場合は、速やかに誠意ある措置を講じなければならない。

(服装等)

第14条 営業者及びその従業員が、直接お客様を接遇する場合の服装は、その営業上適切なものであって、常に清潔で端正なものでなければならない。

2 当社は、営業者又はその従業員の服装等について必要な事項を定めることができる。

(営業路線表の変更の届出)

第15条 営業者が、営業路線表の内容を変更したときは、その都度、書面により当社に届け出なければならない。

(標識及び掲示)

第16条 営業者は、当社の交付する標識をその使用する車両の指定する位置に掲示しなければならない。ただし、当社が特に支障がないと認めた場合はこの限りでない。

2 営業者は、取扱料金及び発着時刻（バス営業の場合に限る。）を当社の指示に従い、その営業場所に掲示しなければならない。

3 バス営業の営業者は、当社が特に支障がないと認めた場合は、前項に定める掲示のほか、当該バス営業の路線案内図、運行系統図等をその営業場所に掲示することができる。

4 営業者は、その営業場所において、前2項に定める以外の掲示、広告又は表示をしてはならない。ただし、支社長が特に認めた場合はこの限りではない。

構内営業規程

(駅前広場の秩序維持)

第17条 営業者は、駅前広場の利用にあたり、その交通秩序の維持に協力しなければならない。

2 当社は、構内営業の承認を行う場合は、第1種タクシー営業の場合を除き、駅構内に当該営業のための車両の駐車場所を指定する。この場合、第2種タクシー営業については、駐車場所に余裕のあるときに限り駐車させるものとする。

3 前項により車両の駐車場所の指定を行う場合、同一営業路線に2以上の営業者がいる場合、バス営業については、同一駐車場所を2以上の営業者に指定することができる。

(タクシー営業上の義務)

第18条 タクシー営業の営業者は、駅構内への配車及び駐車に留意し、いつでもお客様の需要に応ずることができるよう努めなければならない。

(車両の乗入回数等の変更の報告義務)

第19条 第1種バス営業の営業者は、駅構内における車両の乗入回数及び3分をこえて駐車する車両の駐車時間に変更が生じたときは、あらかじめ当社に報告しなければならない。

(管轄合意)

第20条 本承認に関する紛争については、東京地方裁判所及び当社の承認支社所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

附 則

本約款は、平成24年1月1日から施行する。

車両標識再交付願

平成 25 年 7 月 25 日

東日本旅客鉄道株式会社
 執行役員横浜支社長
 松崎 哲士郎 殿

〒250-0002

住 所 神奈川県小田原市寿町 4-13-5
 (電話番号) 0465-35-5100

商 号 ケイエム大箱根自動車株式会社
 代表者 代表取締役 関根 嗣史

さきに、交付をうけた車両標識を、下記の理由により代替・破損いたしましたので、再交付くださるようお願いいたします。

記

- 1 承認駅 国府津 駅
- 2 再交付枚数 1 枚
- 3 代替又は破損等の事由 代替
- 4 JR 番号・車両番号

旧 JR 番号	旧車両番号	新車両番号
A- 15192	湘南 500 あ 2150	湘南 500 あ 3740
A-	/	
A-		
A-		
A-		

添付資料

- (1) 旧車両の登録識別情報等通知書(一時抹消等が確認できるもの)
- (2) 一時抹消等が確認できない場合は旧自動車検査証を送付する(事由を記入する)
- (3) 新自動車検査証(新自動車検査証が間に合わない場合は事由を記入し後日送付する)



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日	交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用車乗用の別	車体の形状				
湖南 500 あ 2150	平成 17 年 8 月 30 日		平成 17 年 8 月	小型車	乗用	事業用	箱型	[001]			
車名				乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
ニッサン				5人		1300kg	1575kg				
車台番号	[213]			長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	
QK30-351190				459cm	169cm	146cm	700kg			600kg	
型式	原動機の型式			総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号			
LA-QK30	NA20			1.99	LPG		11492	0149			
使用者の氏名又は名称	ケイエム大箱根自動車 株式会社										
使用者の住所	神奈川県小田原市寿町4丁目13-5 [14505.0706]										
使用の本拠の位置	***										
有効期間の満了する日	平成 25 年 8 月 29 日										
備考											
【本自動車検査証発行時における所有者情報】											
所有者の氏名又は名称 ケイエムリビング株式会社											
所有者の住所 東京都港区赤坂2丁目1-22 [12970]											
【湖南】 継続検査											
自動車重量税額 ¥7,800											
走行距離計表示値 348,300km (平成24年7月31日)											
【旧走行距離計表示値】 316,900km (平成23年8月2日)											
平成10年騒音規制車; 近接排気騒音規制値 96dB											
以下余白											

21



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日	交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用車乗用の別	車体の形状				
湖南 500 あ 3740	平成 25 年 7 月 25 日		平成 25 年 7 月	小型車	乗用	事業用	箱型	[001]			
車名				乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量				
トヨタ				5人		1370kg	1645kg				
車台番号	[194]			長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重	
TSS11-001878				459cm	169cm	152cm	740kg			630kg	
型式	原動機の型式			総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号			
DBA-TSS11	1TR			1.99	LPG		16150	0012			
使用者の氏名又は名称	ケイエム大箱根自動車 株式会社										
使用者の住所	神奈川県小田原市寿町4丁目13-5 [14505.0706]										
使用の本拠の位置	***										
有効期間の満了する日	平成 26 年 7 月 24 日										
備考											
【本自動車検査証発行時における所有者情報】											
所有者の氏名又は名称 ケイエムリビング株式会社											
所有者の住所 東京都港区赤坂2丁目8-3 [90054]											
【湖南】 新規登録											
自動車重量税額 ¥7,800											
平成27年度エネルギー消費効率(JC08モード燃費値) 算定未了											
平成22年度燃費基準達成車											
平成10年騒音規制車; 近接排気騒音規制値 96dB											
マフラー加速騒音規制適用車											
以下余白											



3-1



2015/04/07 7:50:12

国府津駅構内の乗り場駐車場

3-2



2015/04/07 7:50:38

国府津駅構内の待機所

3-3



2015/04/07 7:56:00

国府津駅構内の待機所

3-4



2015/04/07 8:01:40

国府津駅構内の乗り場で
タクシーを待つ利用客①

3-5



2015/04/07 8:07:47

国府津駅構内の乗り場で
タクシーを待つ利用客②
利用客①はタクシーがこない
ため、バス乗り場へ移動

3-6



2015/04/07 8:09:06

国府津駅構内の乗り場で
タクシーを待つ利用客②③

3-7



2015/04/07 8:12:10

国府津駅構内の乗り場で
タクシーを待つ利用客③④

3-8



2015/04/07 8:22:15

国府津駅構内の乗り場
でタクシーを待つ利用客③④

3-9



2015/04/07 8:24:19

国府津駅構内の乗り場で
タクシーを待つ利用客③
利用客④はタクシーがこない
ため、徒歩で移動

3-10



2015/04/07 8:31:01

国府津駅構内の乗り場駐車場

3-11



2015/04/07 8:36:27

国府津駅構内の乗り場駐車場

3-12



2015/04/07 8:36:36

国府津駅構内の待機所

3-13



2015/04/07 8:51:52

小田原駅構内の乗り場駐車場

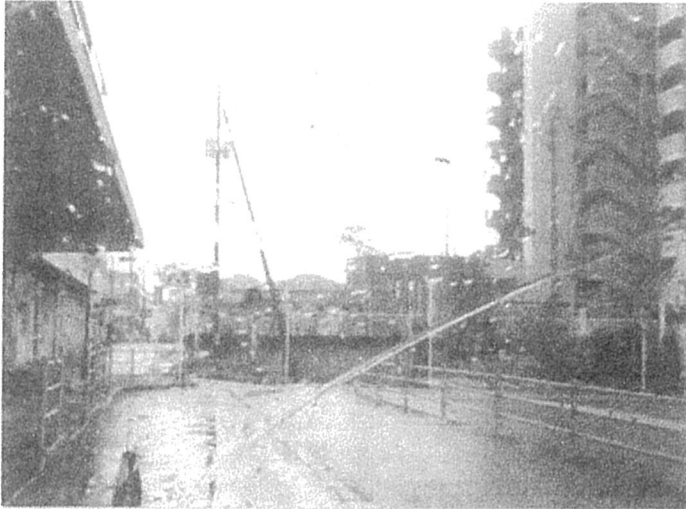
3-14



2015/04/07 8:53:26

小田原駅構内の待機所

4-1



2015/04/20 13:40:52

国府津駅構内の待機所
及び乗り場駐車場

4-2



2015/04/20 14:12:43

鴨宮駅構内の待機所

4-3



2015/04/20 14:13:35

鴨宮駅構内の乗り場駐車場

4-4



2015/04/20 14:26:54

小田原駅構内の乗り場駐車場

4-5



2015/04/20 14:27:49

小田原駅構内の待機所